

令和3年第3回山田町議会臨時会会議録（第1日）						
招集告示日	令和3年7月15日					
招集年月日	令和3年7月20日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年7月20日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	閉会	令和3年7月20日午前10時56分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	昆 清	○	8	佐藤 克典	○
	2	阿部 吉衛	△	9	木村 洋子	○
	3	吉川 淑子	○	10	関 清貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横田 龍寿	○
	5	菊地 光明	○	12	坂本 正	○
	6	黒沢 一成	○	13	阿部 幸一	○
	7	山崎 泰昌	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	4番 豊間根 信		5番 菊地 光明	6番 黒沢 一成		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	武藤 嘉宜		書記	黒沢 和也	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	福士 雅子	○
	副町長	甲斐谷 芳一	○	健康子ども課長	濱 登新子	○
	技監	赤石 広秋	○	建設課長	佐々木 義之	○
	技監	高橋 慎一	○	都市計画課長	鳥居 義光	○
	総務課長	昆 健祐	○	上下水道課長	中屋 佳信	○
	危機管理主幹	佐々木 克博	○	消防防災課長	福士 勝	○
	財政課長	佐藤 篤人	○	教育長	佐々木 茂人	○
	政策企画課長	川守田 正人	○	教育次長兼 学校教育課長	芳賀 道行	○
	会計管理者兼 税務課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	加藤 紀彦	○
	農林課長	佐々木 幸博	○			
	水産商工課長	野口 伸	○			
	町民課長	川口 徹也	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年第3回山田町議会臨時会議事日程

令和 3年 7月20日(火) 午前10時開会

・開 会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 議案第51号 山田町手数料条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 4 議案第52号 織笠礼堂地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めること
について
- 日 程 第 5 議案第53号 山田町消防団第7分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決
を求めることについて

令和 3年 7月20日

令和3年第3回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長(昆 暉雄)

定刻になりましたので、令和3年第3回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている方は、2番、阿部吉衛君であります。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また、報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

ここで、執行部の皆さん、議員の皆さんに申し上げます。暑いので、上着を適宜脱いでください。また、熱中症にならないように適宜水分補給等もやりながら議会運営にご協力をお願いします。

○

○議長(昆 暉雄)

それではこれより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、4番、豊間根信君、5番、菊地光明君、6番、黒沢一成君、以上3名を指名します。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第3、議案第51号 山田町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（川口徹也）

議案第51号 山田町手数料条例の一部を改正する条例についてその提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日から地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地市町村長に委託できることが規定されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明申し上げます。資料を御覧ください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。

別表中の第10項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する、個人番号カードの再交付に関する事務、名称及び金額を削除しようとするものです。

改正本文に戻りまして、附則ですがこの条例は令和3年9月1日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

確認なのですが、この個人番号カード、5年ぐらいたかの期限があつて更新しなければならないときもあるのですが、再交付というのは紛失したりしての再交付のときだけ手数料を取りますよね。更新のときは無料でいいのかどうかを確認します。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川口徹也）

今議員おっしゃったとおり、紛失のときの再交付の際の手数料でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

よろしいですか。

○6番黒沢一成議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第51号 山田町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第52号 織笠礼堂地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

議案第52号 織笠礼堂地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてその提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、織笠礼堂地区において、町道織笠・外山線及び町道礼堂線の拡幅改良工事を行うものであります。

それでは、工事の概要について説明いたしますので、資料2を御覧ください。平面図中央の薄い赤色で表示している部分が令和3年度の施工箇所であり、延長は330メートル、道路幅員は7メートルで舗装工2,706平方メートル、防護柵工211メートル、かごマット工161平方メートル、側溝工580メートル、管渠工84メートルを施工するものであります。なお、黄色で表示している部分は令和2年度に発注済みの町道礼堂線工区であります。参考として記載しているものです。本工事は施工管理には含まれておりません。

次に、請負契約についてですが、資料1を御覧ください。本工事は、条件付一般競争入札により行

うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき、令和3年6月8日に町ホームページ等に掲載し入札公告を行ったものであります。その結果、有限会社川村建設、株式会社港建設の2者の応札があり、6月29日に開札を行いました。予定価格の範囲内に達しなかったことなどから、7月6日に株式会社港建設1者による再度入札を行いました。再度入札においても予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約、いわゆる不落随契に移行し、株式会社港建設より7月9日に見積を徴したところ、その金額が予定価格以下であったことから、7月19日に仮契約を締結したところであります。

契約金額は、消費税額及び地方消費税額819万円を加えた金額9,009万円で、工期は令和3年7月21日から令和4年3月15日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。13番。

○13番阿部幸一議員

2回目の入札価格はどれぐらいでした。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

お答えいたします。2回目の入札金額につきましては8,350万円、税抜きの価格でございます。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

1回目はいくらですか。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

1回目の応札額につきましては8,400万円、税抜きでございます。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

2回目のとき8,350万円ですね。そうすれば、おおむねこの価格で落札だと思うのですが、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

応札率につきましては、1回目が100.8%、2回目が100.2%でございますので、おおむねこの価格での工事の施工ということになります。予定価格の範囲内ではありませんでしたので、再度入札あるいは不落随契ということに移行したものでございます。

○議長（昆 暉雄）

4回目になるのでこれで終わりです。いいですか。ぜひやりたいのであれば……13番。

○13番阿部幸一議員

最終的にはどうしても随意契約にいくという方向で考えたと思うのですが、それ以外の方法はなかったのですか。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

予定価格と応札額に大きな開きがあれば、入札のほうは打ち切りということで、もう一度設計を見直して再度改めて入札会ということになるわけですが、今回のケースにつきましては、予定価格と応札額に大きな開きがなかったものですから、一番札の業者さんと不落随契を行ったものでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。12番。

○12番坂本 正議員

今もここ、田んぼをやっているわけですが、いろんな支障が出ているわけですね。私もここで水稻栽培やっている1人なのですが、ちょこっと、ふびんな点がいっぱいあります。なんで田んぼをやっている今の時期、水の関係が今後心配されると、そしたら工期が遅れていくと、そうなった場合誰が責任負うの、これは。時期的に今じゃなければだめなの。ちょっとおかしいんじゃないかなと私思うのだけれども、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

まず田んぼの用水路の切り回し等も工事の中には含んでございます。まず工事を施工する際には、これまで町のほうでも現場のほうに出向いて耕作者の方々とお話を聞きながら、そのように努めるようにはしてまいったのですけれども、まず礼堂線でのいろいろな工事の支障もございましたので、その点の反省も踏まえまして十分にお話を聞きながら、相談をさせていただきながら、耕作者のほうになるべくご迷惑をかけないように施工したいと、心がけていきたいと思っておりますので、本当によろしくお願ひします。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番坂本 正議員

それからこの一里塚、これで終わりのわけではないでしょうね。私一里塚までの範囲でやると伺っておるのですが、その分、なんで一里塚のほうを先にやらないで、一番、水とかそういうのを配置している。おかしいかなど、私は。一里塚のほうであれば、一里塚から下の竜泉寺線付近までであればそういう心配が1つもないのですよ。だからなんでこれ逆にやらなかったか。そして今13番議員がおっしゃってありました不落の問題。これ業者が何者あってというのは……言ったっけか。2者ですか、2者あったと。2者あった中で1者はどういう格好でだめになって1者だけ随意契約しなきゃなかったのか。その内容をちょっと教えていただきたい。この2点。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

私のほうからまず1点目の、一里塚のほうから先に施工しないのかといったところでございます。この一里塚付近につきましては、現在、埋蔵文化財の発掘調査を行ってございます。これが完了し次第、工期については令和4年度を予定しているものでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

2点目の関係についてお答えいたします。第1回目の入札会において、この業者につきましては応札額が最低制限価格を下回ったために、2回目の入札に参加できなかったものでございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番坂本 正議員

一里塚のほう、以前にこれもう文化財の関係の人たちから、一里塚は掘ってもいいよというあれは下りているわけだけれど、それは前の話で、早めにやらなければ、早くやってこっちやったほうが普通よかったのかなど、私の感想でございます。やっぱり今まで使っているところ、今使っているところ、水路直すといったら大変だよ、これは。その分お金がかかりますよね。だから、いかに財政、これから大変な時期でございますので、今後そこら辺も踏まえながらやってもらわなきゃだめだというふうに思います。あと一つ、これ条例で金額、上限が決まっていると思うのですが、その範囲内で、下のほうであれば2回目の入札には参加できないと、そういうことなのですか。そうすると今後そこ

ら辺の条例なんか見直すと色々な問題が出てくると思いますけれどもね。そういう、検討する余地はないのかなど。どうなのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

まず私のほうから一里塚の関係のご質問に答弁させていただきます。まず議員おっしゃるとおり、まずここは耕作者に配慮した工事の進め方が非常に大事だと、これは礼堂線を施工している中で肝に銘じてこれからやっていかなければならないと感じたところでもございますので、十分に気をつけて施工を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（佐藤篤人）

お答えいたします。最低制限価格の算出の方法につきましては、本年の4月1日から見直しをした率になってございます。今回の見直しによりまして、最低制限価格が上がったことによりまして、業者側から見れば最低制限価格が上がるために応札幅が狭くなるということになりまして、これまでよりは若干難しい入札となる状況でございます。ただ一方では、適正価格での競争入札となりますので、適正な金額での受注となるというふうに考えてございます。ただ、最低制限価格によりまして失格、入札参加できない状況等が続くようであれば、我々もその状況を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

○12番坂本 正議員

もう終わりか。

○議長（昆 暉雄）

終わり。3回です。10番。

○10番関 清貴議員

私からも今12番議員さんの言うことにちょっと疑問を感じたので質問しますが、一里塚のほうも施工する予定のようですが、なんで一里塚のほう、最初整備すべきところが抜けて今回の施工箇所になったのかということと、あとその後の、この図面によりまして至る轟木って赤い部分の延長は今後どのようになるのか。例えばこの道路改良工事の中に何年度施工予定とか次年度以降とかっていう旗揚げか何かあれば理解できるのですが、これだけ見ればなんで真ん中だけ整備して両側は整備しないのか疑問が残るのですが、その辺について詳しく教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

まず1点目の、なぜ一里塚からやらなかったのかといったご質問だったかと思います。ここについては先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、一里塚のほうについては本年度埋蔵文化財の発掘調査ということになっておりますので、これが終了して令和4年度に施工するという計画でおります。それから図面左側の至る轟木の方面ですけれども、こちらについては施工を予定はしておりません。というのはここについては用地の確保がなかなか、拡幅するのが難しいということで、こちらのほうについては現状のままといったことになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば一里塚の発掘を今年度やると。そうしたら、そのようなのが分かっているのであれば、前もって一里塚のあたりの発掘を早めるっていうことは難しかったわけですか、それを1点と。あと赤い斜線がもうここで行き止まりだということであれば、この道路の効能というか効率が図られるかどうか、用地交渉が難しいので無理だという答弁でしたが、その辺を、そうすればルート変えるとか、ルート変えたのが町道礼堂線でいいわけですか、その辺について確認したいと思います。そして、普通道路改良等するときは起点側のほうから順次やっていくと思うのですが、順次やっていかなくてこのように中間でぼんと整備するという例はこれからもあり得ることですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

まず1点目の一里塚の発掘をもっと早めにはできなかったのかといったところでございますけれども、埋蔵文化財の発掘に関しては、まず審議会での審議を受けて、県の教育委員会から回答いただいて、許可をいただいた上で、それから発掘調査に入り、様々手続きがございます。そういった関係もございまして、令和4年度の施工といったところでご容赦願いたいと思います。それから、この町道礼堂線でいいのか、町道礼堂線で効能が確保できるのかといったところでございますけれども、これについては議員おっしゃるとおりでございます。礼堂線のほうを拡幅して、町道織笠・外山線と礼堂線一体となってこの交通の難所を解消するといったところでございます。それから、起点側からといったところでございますけれども、まずこの工事に関しましては町道礼堂線から行って、次に町道織笠・外山線、ここも礼堂線と竜泉寺線が交差する交通の要所でございますので、そういったところから、要所要所から始めていって最後に礼堂一里塚工区といった工程で、3段階に分けて工事を進めていかなければならないといったところで計画しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

大体説明で分かりますが、ただ発掘の関係はいろんな手続きを踏まなきゃないというのは前から分かっている話だと思うのですよ。それを、分かっている話を令和4年度以降に実施する運びとなったと。先ほど来、問題になっております田んぼに対する水の問題とかもありますので、もう少しここは工期とか工事場所をきちんと把握しながら進めるべきではなかったかなと考えますが、その辺いかがでしょうか。そしてまた、外山線がこの礼堂線のほうを通過して接続するっていうことですが、将来的にはこの外山線の路線変更もかける予定があるかどうか、そのほうが地域の人たちにとっては、より町道が整備されてよくなるのかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

まず工期、工事場所きちんと把握されたいということです。おっしゃるとおりでございます。今後も先ほどの12番議員さんからもご指摘がございましたので、この点については努めてまいりたいと考えてございます。それから路線変更についてですけれども、現在のところそういった予定はございません。ご了承願います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。5番。

○5番菊地光明議員

議長、その前に、質問する前に暫時休憩して議長とお話したいのですが。ちょっと休憩……それによって質問やるかやらないか決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時26分休憩

午前10時39分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

暫時休憩した理由を申し上げます。議員各位に15日付けで臨時会の案内が行きました。今回の仮契約が19日ですと。仮契約前に案内出していいかという問題が提起されました。それでいろいろ調べましたが、前回もこういうのがあって、法的には問題がないがこれからはこういうことをしないようにということを総務課長が述べておりますが、また今回ありました。そういうものを含めて丁寧に説明

をお願いします。ということでございますので、ご理解を賜ります。

進行いたします。

ほかにまだ質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第52号 織笠礼堂地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第5、議案第53号 山田町消防団第7分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防防災課長。

○消防防災課長(福士 勝)

議案第53号 山田町消防団第7分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてその提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、更新計画に基づき、山田町消防団第7分団消防屯所の移転建設工事を実施するものであります。

それでは工事概要について説明いたします。資料2を御覧ください。図面左側が位置図で、右側が配置図であります。場所は山田町八幡町412番2で、山田町役場の南西側となります。構造は鉄骨造2階建てでございます。敷地面積は718.14平方メートル、延べ床面積は219.09平方メートルで、坪にしますと約66坪となります。また、建物の東側にホース乾燥塔を設置いたします。資料3を御覧ください。左側が1階平面図であります。床面積は144.78平方メートルで、用途は車庫、詰所、休憩室、ホール、トイレ、浴室及び脱衣室となっております。中央が2階平面図であります。床面積は74.31平方

メートルで、用途は25畳の和室、6畳の和室、湯沸かし室、廊下、トイレとして、通常和室は会議室等に使用し、災害時には団員が休憩を取れる広さを確保しております。また、右側の図面が建物東側に設置されるホース乾燥塔の詳細図となります。資料4を御覧ください。立面図であります。左上が南から見た立面図で、建物正面となります。その下が北側から見た立面図、右上が西側から、右下が東側から見た立面図であります。

次に、請負契約についてですが、資料1を御覧ください。本工事は、条件付一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき、令和3年6月8日に町ホームページ等に掲載し入札公告を行ったものであります。その結果、株式会社エイワ、株式会社菊地建設、株式会社キクチ工務店、株式会社小成良治商店、佐々勇建設株式会社の5者の応札があり、6月29日に開札を行い、落札候補者に株式会社キクチ工務店を指名しました。その後、資格の確認を行い7月1日に落札者に決定し、7月8日に仮契約を締結したところであります。

契約金額は、消費税額及び地方消費税額775万円を加えた金額8,525万円で、工期は令和3年7月21日から令和4年1月11日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。10番。

○10番関 清貴議員

私からは、やっと、議案のほうの説明にもありましたように、7分団、東日本大震災の被災を受けながらも、ああやって今まで住民の安全を守るために頑張ってきたことが、7分団屯所新築にあたりまして消防の、消防署長以下、このような契約までこぎ着けてもらって、本当に地域住民とすればうれしいものがあります。それで、1つ質問いたしますが、この工事計画、建物の中に分団員の駐車場は十分確保されているかどうか確認したいと思います。あと、この資料3の平面図を見ますと、1階に風呂があるのですが、特にまとまった数のシャワーとかそのような設備は設置されているかどうか、そこを確認したいのですけれども。その2点についてお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

1点目の団員の駐車場の確保ですけれども、敷地面積718.14平方メートルと広い敷地内ですので、建物を建てましても、駆けつけ団員の駐車スペースは十分に確保されるものと思っております。

2点目の1階風呂のシャワーですが、基本的に1人ずつ使用するということでシャワーも付いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。普段7分団の団員が車で駆けつける台数というのはある程度把握していると思いますので、その辺の分の確保はきちんとしていただきたいと思います。また、シャワーについては各家庭にも1つの風呂には1つのシャワーがあるわけですが、私が考えているのは、分団員の方々、大雨やなんかの警戒に当たってずぶ濡れになってきたとき、みんなすぐに体を洗えるようなシャワーのスペースが必要ではないかということで考えるわけですが、この設計にはないようですが、追加としてそのようなことができるかどうかお伺いいたします。また、もう一つはさっき車の話になりましたが、ここから町道に出る場合の道路なのですけれども、震災前のこの道路というのは、狭くて、町道に出るときに非常に見通しの悪い場所だったのですが、今回はきちんと道路の整備のほうもしていると思いますが、その辺について、町として交通安全のほうで気を付けるように考えていることがありましたら教えてください。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

私のほうから、シャワーの追加についてお答えさせていただきます。建物の間取り等については、団員の方と十分に協議した結果でこのような配置となっておりますので、追加の設計はないものと考えております。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（佐々木義之）

私のほうからは、車両の出入口となる交差点のところでございます。緊急車両の出入口となる交差点部については、何かしらの注意喚起が必要と考えてございます。消防防災課とも相談しながら、警察とも協議しながら、注意喚起の方法については今後検討していく予定としてございますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。交通安全と団員の皆様が活動しやすいような環境については、可能なことであれば町で対応していただきたいと思います。そしてまた、今は分団員が男の人が多いと思いますが、女性が入ってきた場合の更衣室とかそのようなのがこの図面ではうかがえないのですけれども、そのようなのは想定していますでしょうか。これが最後ですのでこれで終わりますが、想定しているかどうか

ということをお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

女性消防団員の確保、想定ということですが、女性消防団員は想定しておりまして、震災後建設しました3分団、4分団、6分団、8分団、10分団にも2階の和室6畳がございます、これは女性団員の休憩室を想定したものでありまして、7分団の2階の和室もそのような想定で設計したものでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。13番。

○13番阿部幸一議員

まず7分団の屯所ができるということは、非常にうれしく思っております。ただ、はっきり言って残念なのが、地元の業者が取れないというのが一番残念です。恐らく予算によっては、他の市町村からも業者を入れたりしているわけですが、なるべくであれば地元は地元でやらせたかった、私はそういう気持ちを持っています。だから執行部の方々も、なるべく地元でできるものは地元でやると、そして後は大工さんなんかも育成していくと、そういうふうな役場になってほしいと思っております。なんとかその辺を、町長さんのほうから答弁をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

公共事業にはそれぞれ格付がございまして、その格付の中には技師を常に何人置くとかそういう、常に必要経費がかかってくるわけでございます。そのようなものをしっかりと自分のところに抱え込むような業者でなければ、このような工事がなかなかできづらいということがございます。そういうことから、当然これからこういうような工事の部分に関して、地元の業者がぜひ取りたいと、こういうような意思をお持ちの業者の場合には、しっかりとそのような条件整備を整える体力をまずとどめて、そしてそういう中から人材も成長していくと、その人材を成長する上においては行政としてもしっかりと応援をしていくと、こういうことだと思っております。私もなるべくであれば、できるものであれば、地元の業者の中において、そう大きくない工事の場合には、自己消費していただきたいと、こういうふうに思っていることは事実でございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

まず基本的には、何でもそうですけれども、腕を磨かなければならないと、そういう指導もやって、他者からは入れないという方針で考えてほしいと、私はそのように思っております。地元……ほかの人が仕事をやっても山田町には税金が入りません。まず少しでも税収を上げるためには地元志向で考えてほしいと。だめなのはだめでそれはしょうがないと思いますけれども、そのようにお願いを申し上げて、終わります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第53号 山田町消防団第7分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時56分閉会

上記の経過は会議録音テープを写したものであるが、その内容に相違ないことを認めるためにここに署名する。

令和3年 7月20日

山田町議会 議長

議員

議員

議員